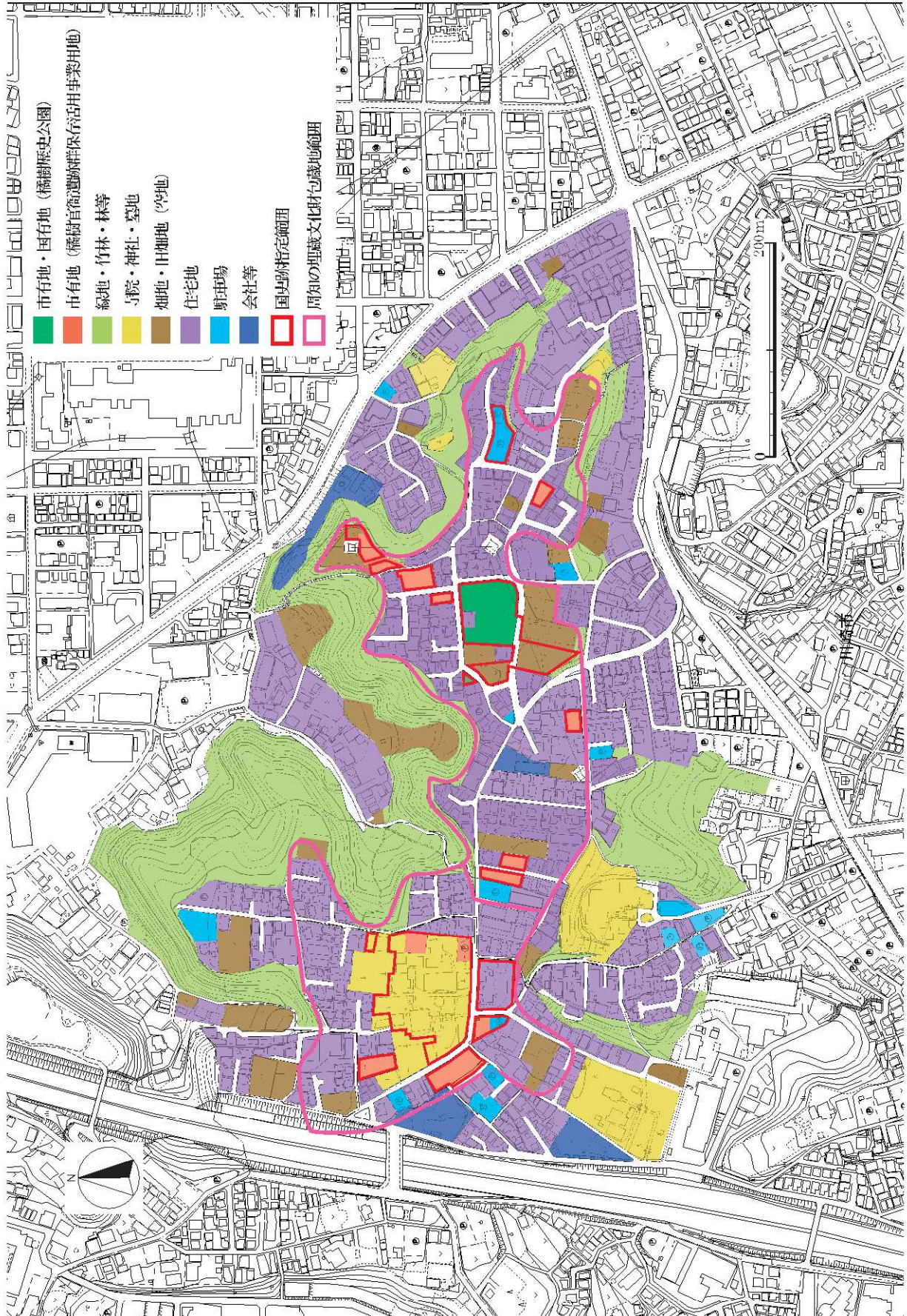


第 10 図 史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺における用途地域図



第 11 図 史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺における土地利用状況図

る際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

⑧川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または提出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橋樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は43.22%（国有地2.53%、市有地40.69%）であり、その他宗教法人が29.14%、個人所有地が27.63%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、畑地が約27%、寺院（影向寺）が約28%、公有地（歴史公園・道路等）が約40%、住宅地が約5%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

第3章 橋樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

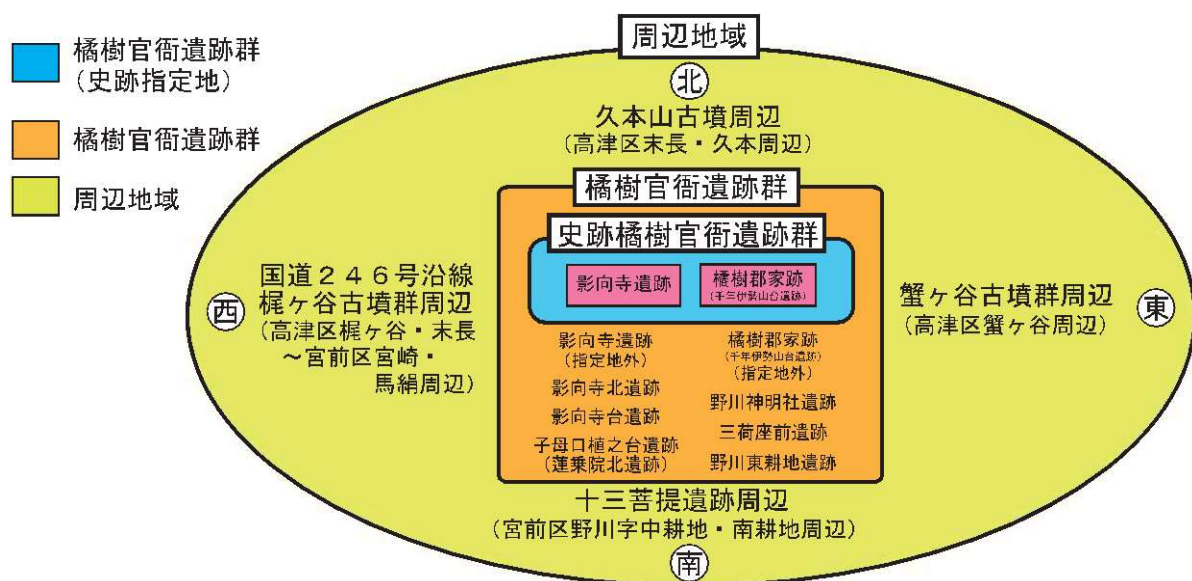
史跡橋樹官衙遺跡群の価値には、橋樹官衙遺跡群の遺構・遺物や立地状況等から構成される本質的価値と、副次的な価値としての橋樹官衙遺跡群の成立の背景や郡家成立以前および廃絶後の様相を物語る遺構・遺物や地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値、そして史跡のもつ社会的な価値とがある。また、史跡指定地以外の橋樹官衙遺跡群やその周辺地域にも、史跡と密接にかかわる価値が内包されている。

そこで、史跡橋樹官衙遺跡群の指定地、指定地以外の橋樹官衙遺跡群、橋樹官衙遺跡群周辺の地域（第12図）における主要な価値と副次的価値について、以下のとおり整理する。

第1節 保存活用計画における対象地域

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部分にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な保存・活用を図ることが可能となる。そこで、第2期保存活用計画では、「史跡橋樹官衙遺跡群の指定地」及び「指定地以外の橋樹官衙遺跡群」とともに、「橋樹官衙遺跡群周辺の地域」として、北はJR武蔵溝ノ口駅及び東急溝ノ口駅南側に位置する久本山古墳周辺、西は国道246号線沿いに展開する梶ヶ谷古墳群周辺、東は川崎市内で唯一現存する前方後円墳を含む蟹ヶ谷古墳群周辺、南は縄文時代前期末葉の標式遺跡である十三菩提遺跡周辺までの範囲を対象地域として取扱うこととする。

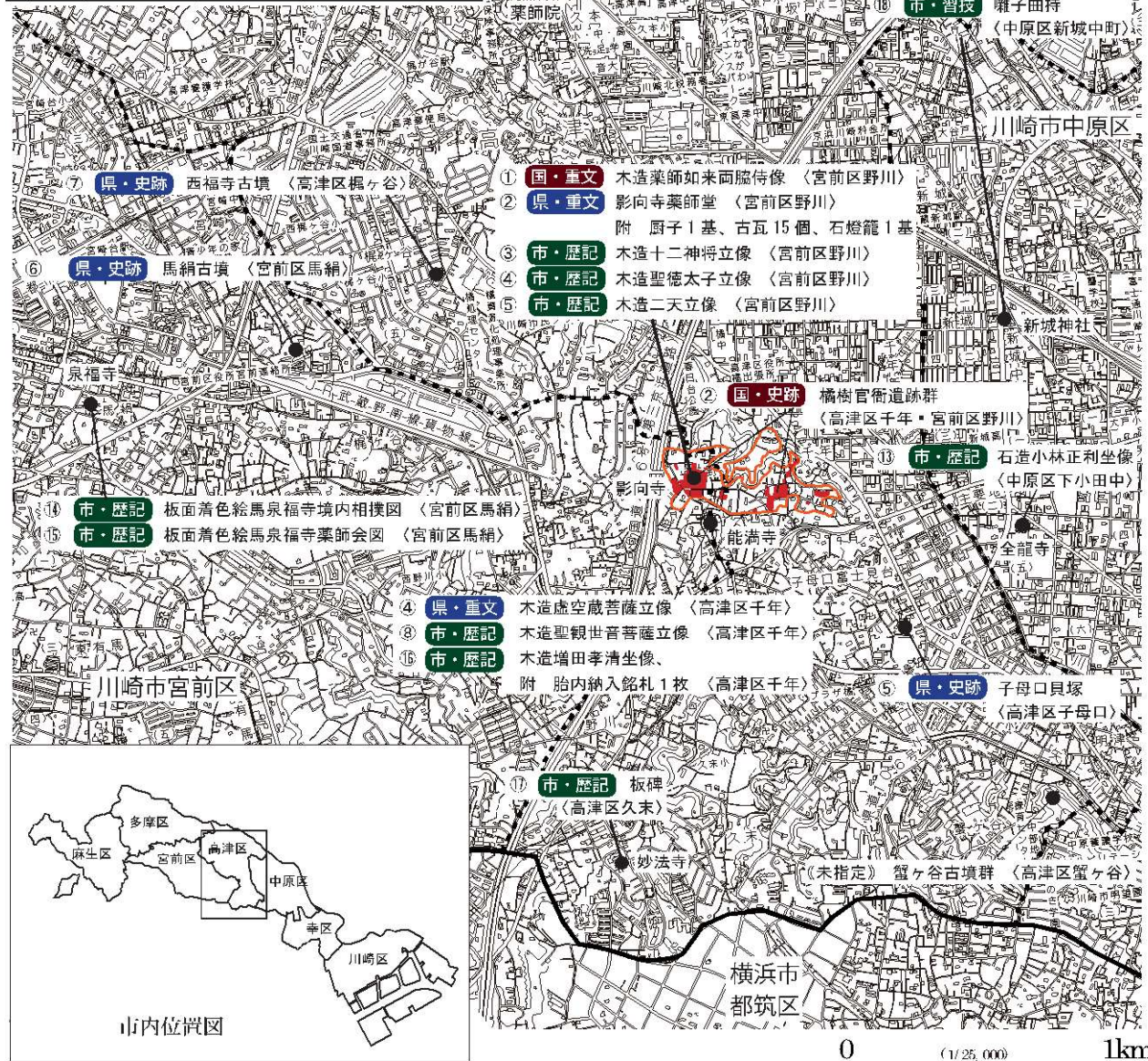
この範囲内には、7世紀後葉築造とされる馬絹古墳（神奈川県指定史跡）、古代の集落等が確認されている新作小高台遺跡（高津区新作）、平安時代前期作の木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）が所在する能満寺（高津区千年）のように、史跡橋樹官衙遺跡群との関連性が推測される遺跡や文化財が存在している



第12図 第2期保存活用計画における対象地域

周辺の文化財

[指定文化財]					
(種別)	(件名)	(面積)	(指定年月)	(所在地)	(所有者)
1 重要文化財	木造高橋如來面脇侍像	2 躯	M33.4.7	宮前区1町1-419	影向寺
2 史跡	橋樹官衙遺跡群	1 区	H27.3.10	高津区千年・宮前区野川	川崎市地
[指定文化財]					
3 重要文化財	影向寺薬師堂 附 厨子1基 古瓦15個 石燈籠1具 石心礎1個 屋根普請札2枚	1 棟	S52.8.19	宮前区野川1-419	影向寺
4 重要文化財	木造虚空蔵菩薩立像	1 躯	H411.2.0	高津区千年354	能満寺
5 史跡	子母口貝塚	850㎡	S32.2.19	高津区子母口54-140	川崎市
6 史跡	扇桶古墳	1 基	S46.12.21	宮前区馬絹994-8	川崎市
7 史跡	西福寺土塙	1 区	S55.9.16	高津区蟹ヶ谷3-17	川崎市
[指定文化財]					
8 歴史記念物	木造聖徳太子立像	2 躯	S41.11.15	高津区千年354	能満寺
9 歴史記念物	木造十二神将立像	2 躯	S43.2.10	宮前区野川1-419	影向寺
10 歴史記念物	木造聖徳太子立像	2 躯	S43.2.10	宮前区野川1-419	影向寺
11 歴史記念物	木造二天立像	2 躯	S43.2.10	宮前区野川1-419	影向寺
12 歴史記念物	桐下申吉首長御托永福寺 面像	1 面	S60.12.24	高津区新作3-27-1	能満寺
13 歴史記念物	石造小林正利坐像	1 躯	S60.12.24	中原区下小田中5-9-15	全龍寺
14 歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺境内 内札撰之	1 面	S60.12.24	宮前区馬絹1/179	泉福寺
15 歴史記念物	板面着色絵馬泉福寺境内 会図	1 面	S60.12.24	宮前区馬絹1719	泉福寺
16 歴史記念物	木造増田孝清坐像 附 胎内納入銘札1枚	1 躯	S60.12.24	高津区千年354	能満寺
17 歴史記念物	板碑 附 曲轉	1 区	S63.11.29 S63.1.1	高津区久末375 中原区新城中町4-14 (新城神社)	妙法寺 新城神社 能満寺土塙 保寿会
18 歴史記念物	板碑 附 曲轉	1 区	S63.11.29 S63.1.1	高津区久末375 中原区新城中町4-14 (新城神社)	妙法寺 新城神社 能満寺土塙 保寿会



第13図 史跡橋樹官衙遺跡群周辺における文化財位置図

第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値

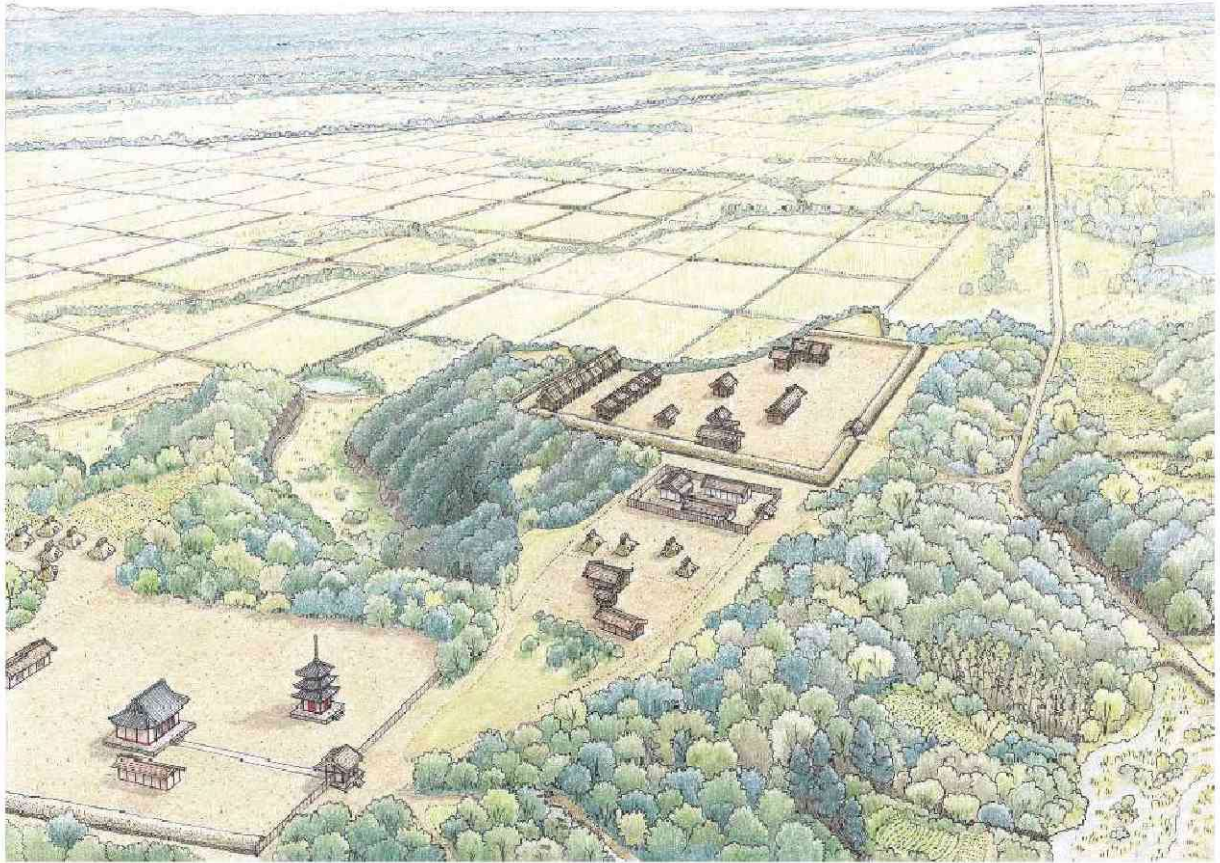
橘樹官衙遺跡群の価値をまとめると、国史跡指定地内は概ね9点、指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体では13点に整理することができる。

<史跡指定地内>

- ①橘花屯倉の設置から橘樹評・橘樹郡への変遷の様相を探るうえで重要な手がかりになるとともに、律令国家の地方支配の成立と展開の様相を解き明かす上で全国的に希少な遺跡群である。
- ②地方行政機関である郡家と古代影向寺との密接な関係性を示す。
- ③古代の官衙・寺院の建築・土木技術や造営組織のあり方を探るうえで貴重な情報を内包している。
- ④橘樹郡家正倉院の成立過程、正倉群の築造過程等の変遷を具体的にたどることができる。特に、7世紀後葉から8世紀前葉にかけての正倉群成立の過程は、他の郡家遺跡では知られていない特異なあり方を示しており、橘樹評から橘樹郡への移行過程における遺跡の性格や機能の変化といった歴史的展開をも明らかにしうるものとして極めて注目される。
- ⑤橘樹郡家正倉院の成立過程においては、総柱高床倉庫等の基礎土木・建築構造や建物配置について他に例のない多くの新知見が得られており、建築土木技術の系譜や造営手段のあり方等を解明する上で重要な手がかりとなる。
- ⑥丘陵地形を利用した官衙の立地及び駅路・伝路との関係性を示す。
- ⑦古代南武蔵地域の歴史的様相やこの地域における本遺跡の歴史的特質を示す。
- ⑧古代寺院における主要伽藍の造営過程をたどることができるとともに、基礎土木工法の技術的な特徴も明らかにできる可能性を有する。
- ⑨「尤射志国荏原評」や「都」銘文字瓦のように、7世紀後葉の寺院造営における隣接する荏原評との関係や、8世紀中葉の瓦の供給関係等を解き明かす手がかりとなる貴重な資料が出土している。

<史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体>①～⑨は同じ

- ⑩郡家正倉院から離れた場所への正倉分置をはじめ、官衙諸施設が古代の駅路または伝路と推定される中原街道に沿って比較的集中して配置されており、官衙の造営計画及び方法を明らかにしうる可能性を有する。
- ⑪古代寺院における伽藍及び関係遺構の様相を解明する上で重要である。
- ⑫野川神明社遺跡等で多数検出されている7世紀～12世紀にかけての掘立柱建物跡や竪穴建物跡は、郡家や古代寺院に隣接し、官衙造営期から廃絶後まで継続する集落跡であることから、郡司層や郡雑任等が居住していた可能性もあり、官衙と周辺集落との関係性を示している。
- ⑬矢上川水系を利用した水上交通との関係性や津の存在を推定できる等、郡家や官衙間の物資運搬方法を解明できる可能性を有する。



第 14 図 橋樹官衙遺跡群イメージ [奈良時代] (上：西から東を望む、下：東から西を望む)

第3節 橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値

前節で整理した木質的価値に加え、橘樹官衙遺跡群は次の副次的な歴史的価値を有する。

<史跡指定地内>

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた南関東屈指の古刹として知られており、江戸から多摩川を渡って直近という地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵風土記稿』『江戸名所図会』等でも紹介され、現在でも広く親しまれている。その信仰は、境内に残る古代寺院の塔心礎と推定される影向石や11世紀末頃に製作され、長年信仰されてきた薬師三尊と深く関連しており、古代と近世等、幾重にも重なる歴史を有している。

<史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体>

- ①千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕や影向寺が立地する台地周辺は、古来からの地形や斜面林がよく保全され、古代の景観を復元する手がかりとなるとともに、谷戸の湧水や小河川等は、古代の祭祀や水運等を探る手がかりになりうる。すなわち、古代律令制の地方支配拠点である郡家の空間の広がりや周辺施設との関係性とともに、古代の風景や景観を体感的にイメージしうる空間的な広がりがよく残されている。
- ②遺跡周辺の斜面林は都市部に残された数少ないまとまった緑地として、地域の景観形成に寄与しており、ホタルや湧水等の里山保全の市民活動の場としてこれまでに利用されているが、橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定されたことで、古代の郡家遺跡の立地を考える上で重要な価値が付加される。
- ③橘樹官衙遺跡群は、人口約155万人を擁する川崎市に所在し、都心からのアクセスも比較的容易であり、大都市にあって歴史や文化、古代以来の地形や交通網等を体感できる、都市の歴史的文化的オアシスとしての価値を有する。

<橘樹官衙遺跡群周辺地域における価値>

- ①橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域には、馬絹古墳等、ヤマト王権の直轄地ともされる橘花屯倉との関連性が推測される古墳が築造されている。屯倉を通じヤマト王権との直接的なつながりのあった当地域には、当時最先端の仏教や技術が直接的に流入したことが考えられる。地域政治勢力の性格や推移、中央との結びつきを示唆する古墳群や集落遺跡等から、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。
- ②郡家正倉の分置や、駅路・駅家や伝路、水上交通を含めた古代律令制国家の交通網、条里地割の展開がうかがえる遺跡や地形があり、当地域を含めた広域の古代の様相を解明するための手がかりとなりうる。
- ③宮前区では火葬骨蔵器が集中して出土しており、埋納形態等から東国社会への仏教思想の浸透を表しているとともに、馬絹古墳の築造技術や日本書記の記述等から渡来系氏族の影響も考えられ、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。
- ④遺跡周辺の斜面林は、大部分が特別緑地保全地区として指定されており、都市部に残されたまとまった緑地として、地域の景観形成に寄与している。

第4節 橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値

これまでに整理した本質的価値・副次的価値に加え、橘樹官衙遺跡群及び周辺地域は、次の社会的な価値を有する。

(1) 学校教育・生涯学習の拠点としての価値

橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域は、歴史の薫り漂う地域として多くの遺跡や文化財が所在している。それらを活かした文化財めぐりツアー等、生涯学習の場として老若男女に利用されているほか、周辺の小中学校の生活科・社会科・総合的な学習等の活動の場として、教育目的にも利用されている。

(2) 景観形成・緑地保全・生物多様性

橘樹官衙遺跡群周辺の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地と湧水地が保全され、都市気象の改善、景観形成等の重要な役割を有しているとともに、恒久的に保全された自然緑地として施設系の都市緑地と同様に緑の水のネットワーク形成上重要な地域結節拠点であるという価値をもつ。「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」に掲げられる基本的な考え方と3つの視点に立脚した、里山保全等の市民活動の場としての価値をもつ。これらの緑地には、オニヤンマやサワガニ等、在地系統の種が残存していることが確認されており、都市の生態系を維持する上でも重要な役割を担っている。

(3) コミュニティのレクリエーションの場としての価値

令和6（2024）年にオープンした橘樹歴史公園は都市公園（歴史公園）として供用されており、子どもから高齢者までさまざまな人々の日常的な運動・レクリエーションの場としても利用されている。また、周辺に展開する遺跡や寺社等と併せて「たちばなの散歩道」等ウォーキングのコースの立ち寄りポイントとしても活用され、健康保持の活動等にも資する資源となっている。

(4) まちづくり・防災の拠点としての価値

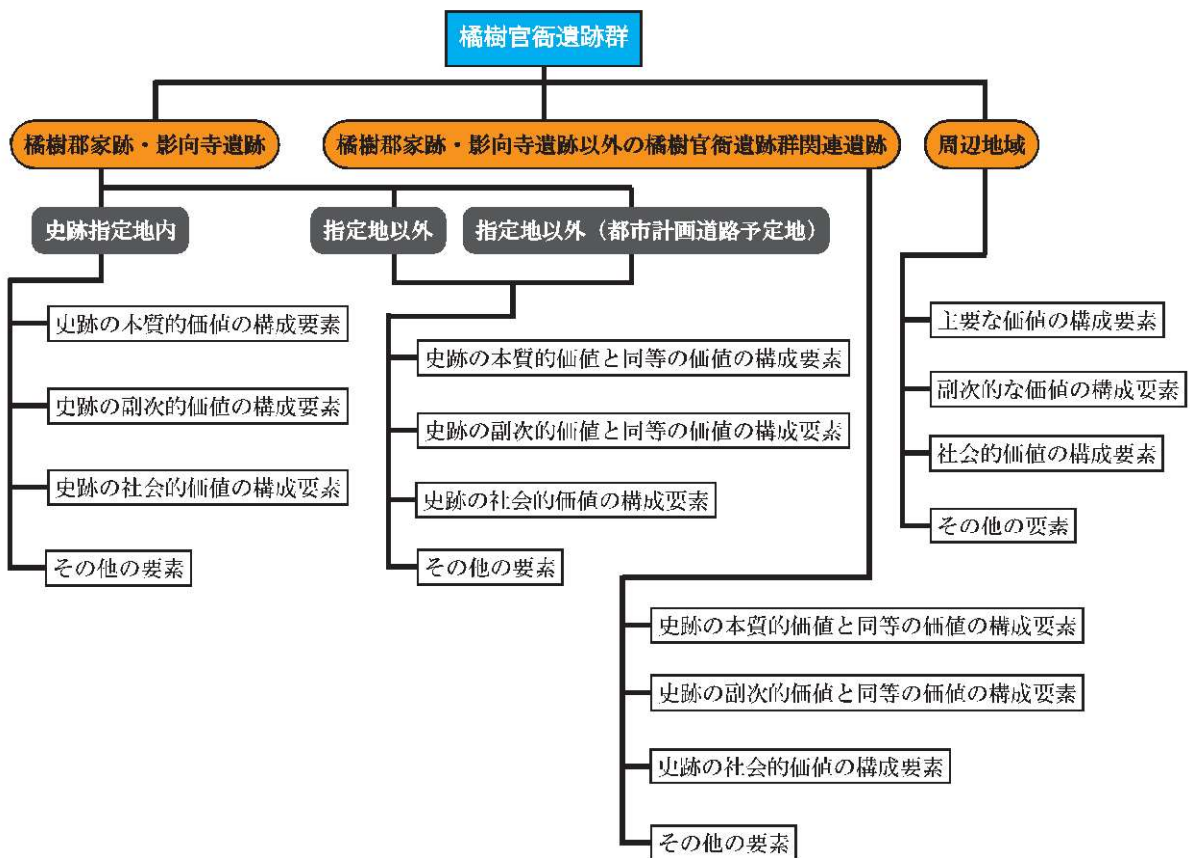
橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域には多くの遺跡や文化財が所在しており、名所旧跡をめぐる観光資源としての利活用がこれまで以上に期待される。また、現在市民に供用している「橘樹歴史公園」のように、比較的広い空間を有しており、災害時等の避難場所や地域の防災において、一定の役割を果たすことができる。

第5節 構成要素の特定

史跡橋樹官衙遺跡群の構成要素については、前述した橋樹官衙遺跡群の本質的価値、副次的な価値、社会的な価値から、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の価値を構成する要素に分けて整理した。

また橋樹官衙遺跡群では、遺跡群を構成する千年伊勢山台遺跡〔橋樹郡家跡〕及び影響寺遺跡で国史跡に指定された範囲だけでなく、両遺跡の国史跡指定地以外やその周辺に展開する関連遺跡にも、官衙に関係する遺構群が存在していることが判明している。これらは、橋樹官衙遺跡群の本質的価値を構成する要素もしくはそれと同等の価値を構成する要素であると考えられる。

そこで、第1～4節で述べた価値に基づき、橋樹官衙遺跡群の構成要素を整理した。



第15図 橋樹官衙遺跡群の構成要素

第4章 現状と課題

史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡は、古代律令国家における南武蔵最南端の地方行政単位であった橘樹郡を統治していた役所跡（橘樹郡家跡）及び隣接して造営された地域の文化的中心であった古代寺院跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用を進めていく必要がある。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡について、保存管理、活用、整備、管理運営体制の現状と今後の課題を整理した。

第1節 保存管理

（1）史跡指定地内の保存管理の現状

- 史跡橘樹官衙遺跡群は、史跡指定地21,551.72㎡のうち、公有地化した範囲は9,349.1㎡（川崎市所有地8,800.85㎡、国有地548.25㎡）であり、残りは民有地（寺院地、民家、駐車場、畑地）12,202.62㎡である。
- 影向寺遺跡については、宗教法人影向寺と個人が所有をしており、神奈川県指定重要文化財である本堂薬師堂のほか、国重要文化財である薬師三尊等の安置殿、阿弥陀堂、鐘楼、寺務所等の建造物が現存する。
- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- 橘樹歴史公園として市民に供用している史跡地の一部は、史跡の日常的な保全管理を千年町会が母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら、市が行っている。
- 影向寺境内の史跡指定地内については、宗教法人影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会が中心となって保全管理を行っている。
- 史跡指定地については、川崎市が管理団体となっている（平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号）。

（2）史跡指定地内の保存管理の課題

- 指定地内に含まれる民有地については、地権者の協力を得て、地下遺構の保存を図るとともに、史跡の確実な保存を図るために公有地化を推進する必要がある。
- 史跡であることを明示する必要がある。
- 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

（3）史跡指定地周辺の保存管理の現状と課題

- 史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しており、橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡、前時代及び官衙廃絶後に営まれた遺跡である可能性が高い。今後、地権者等の協力を得て、さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡の追加指定を目指し、地権者等と協議の上、保存を図る必要がある。
- 史跡周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地及び特別緑地保全地区等を含め歴史的景観を保全するために、急傾斜地崩壊対策事業や民間開発等については、理解と協力を求めながら対応

をする必要がある。

- 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う工作や工事に対しても事業者等の理解と協力を得て、遺跡の保存を図る。
- 指定地周辺の民家で、建て替え等の開発計画がある場合は、試掘調査・確認調査を徹底して行うことで、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

第2節 活用

(1) 現状

- 市教委や区役所、市民活動団体等が行っているまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橘樹郡家跡では、案内板・説明板・刊行物等を用いて解説を行っている。
- 影向寺遺跡においては、塔心礎である影向石や本堂である薬師堂礎石の一部等、古代にさかのぼる遺構・遺物等を手がかりに遺跡の全体像について学ぶ取組を行っている。
- 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成している。

(2) 課題

- 一般の来訪者が単独で訪れた場合等は、ガイダンス施設等が近隣にないことから、遺跡を理解するための手がかりが少ない。
- 史跡には駐車場や駐輪施設等がなく、駅やバス停からのアクセスもしやすいとは言い難い。
- 史跡に係るボランティアの育成や活用が出来ていない。
- 川崎で育つ、将来を担う子ども達が、地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、川崎市内の各学校で学習を主体的に取組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
- 史跡を有効に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせないため、史跡の活用にあたっては地域住民の参加と地域の活性化につながる継続的な手法を開発する必要がある。
- 橘樹官衙遺跡群と同時に国史跡指定を受けた茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群をはじめ、東京都府中市の武蔵国府跡、東京都国分寺市の武蔵国分寺跡等、古代官衙関連の史跡を有する自治体との交流や情報交換を進め、市民の史跡への理解を深める取組に活かす必要がある。
- SNS (Social Networking Service) 等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

第3節 整備

(1) 現地案内

- 遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であり、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。

(2) 史跡へのアクセスと便益施設

- 公共交通機関で史跡を訪れる場合の最寄りとしては、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する丘陵はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量は多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、多目的広場等のスペースの確保が必要である。
- 橘樹官衙遺跡群や橘樹歴史公園を訪れる人たちが快適に過ごせるようトイレの設置が必要であるが、遺構の保存に十分配慮しつつ、近隣住民を含む地域との十分な協議・調整を行う必要がある。
- 橘樹郡家跡と影向寺遺跡を結ぶ道路は、住宅の密集する幅員の狭い道路で、交通量も多いことから、安全な動線の確保が必要である。

(3) 居住空間と関わり

- 史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 史跡の整備

- 平成27（2015）年の史跡指定時の指定範囲は橘樹官衙遺跡群の内のごく一部分に限られており、官衙に関連する重要な遺構がすでに発見されている場所や今後官衙に関連する重要な遺構が発見された場合等は、順次追加指定を図る必要がある。このことから、史跡全体の将来像を描きながら整備を計画するとともに、公有地化の進展に応じた段階的な整備を行っていく。

第4節 管理運営体制

- 史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。
- 史跡整備等の進展に応じて、公有地を含む史跡全体の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連絡調整を図っていく必要がある。また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重要文化財・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。

第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針

国史跡は、我が国の歴史を正しく理解する上で、欠くことのできない遺跡とされており、史跡橘樹官衙遺跡群は古代の地方官衙の在り方を理解することのできる貴重な遺跡として、極めて重要である。このため、史跡の確実な保存管理および活用のための基本的な指針を定める。

前述した橘樹官衙遺跡群の価値や構成要素等から考えれば、その保存管理・活用は、史跡指定地のみではなく、史跡指定地以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕や影向寺遺跡は当然として、史跡周辺地域に所在する関連遺跡や特別緑地保全地区等を含めた広範囲な保全を図ることが重要といえる。しかし、史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡家の主要施設である正倉院・館・厨家の一部及び古代寺院が所在した影向寺境内及びその周辺の一部という限定された範囲しか史跡指定されていない。この現状をふまえ、本計画では、史跡指定地だけでなく、将来史跡の追加指定がされる可能性がある範囲を含め、橘樹官衙遺跡群全域とその周辺に所在する関連遺跡及び橘樹官衙遺跡群に隣接する特別緑地保全地区等を対象としている。

第1節 基本的な指針

(1) 史跡橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橘樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかげがえのない歴史的・文化的資産である。この史跡を、未来にわたって確実に保存し、継承する。

(2) 継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡等の歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橘樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橘樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史文化資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

(4) 地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橘樹官衙遺跡群の整備・活用を通じて、歴史や文化を知ることで郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成も図る。

(5) 管理運営体制の構築・整備

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、川崎市の文化財保護部局が中心となって関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等と連携した管理運営体制を構築する。

第2節 短期的な指針

史跡橋樹官衙遺跡群については、前節の基本的な指針に基づき保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まず漸次取組むことが可能な、今後10年前後の短期的な保存管理・活用等に関する方針を定める。

- (1) 本格的な整備を行う前に簡易的な解説板やサイン等を設置し、市民等が活用しやすい環境を整える。
- (2) 重要な遺構等がすでに発見されている、または新たに発見された土地の中で、史跡整備を実施する計画範囲内の土地や、地下に遺跡を保存した状態（現状保存）での利活用が困難になった土地については、関係者等との協議を行った上で、地権者等の理解と協力のもと、国史跡への追加指定及び公有地化を図る。
- (3) 公有地化した土地が有する条件等に応じて整備計画を決定し、計画に基づき段階的に保存整備・活用を推進する。
- (4) 史跡橋樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。
- (5) 史跡における現地見学会や講座等を通じて、市民等への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気づくりを進める。

第6章 橘樹官衙遺跡群の保存管理

第1節 保存管理の基本方針

第3章における史跡の価値及び第4章における史跡の課題の整理、また第5章における橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針を踏まえ、史跡を継続して、適切に保存管理していくための基本方針について、以下のように定める。

(1) 史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕は確実に保存管理し、整備・活用を図るため、遺跡の保存に必要な措置を講じる。また影向寺遺跡は、影向寺境内での宗教活動に支障がないよう十分配慮しつつ、遺跡を確実に保存管理する。

(2) 地域と協働した史跡の保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群が所在する橘・野川地区の町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁や神奈川県、川崎市の関係部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。

(3) 遺跡の保存方法と公有地化の方針策定

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備を実施するため、整備計画を踏まえながら公有地化の方針を定める。

(4) 史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橘樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図り、遺跡の保存を図る。

(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在している。ガイドンス機能の充実や、古代の景観を体感できる植生が残る特別緑地保全地区を含め、周辺地域で望ましい植生の在り方について検討を進める等、その恵まれた地域の特性を活かしながら実際に歴史や自然を体感・体験できる場と、史跡の歴史・自然文化資産等を学習する場との、バランスの取れた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素

(1) 史跡指定地の地区区分

古代武蔵国橘樹郡の役所跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と白鳳寺院跡である影向寺